

第5回「北村地域連携調整会議」を開催しました。

第5回北村地域連携調整会議

日時：平成26年8月6日（水）14:00～15:30
 場所：岩見沢市北村環境改善センター
 多目的ホール
 参加者数：委員 23名



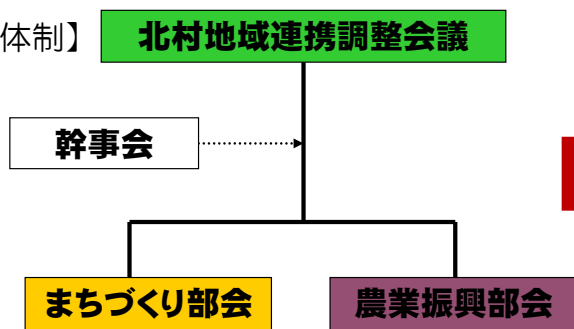
議事

1. 設置運営要領改正（案）について
2. 第1回幹事会での議事内容について

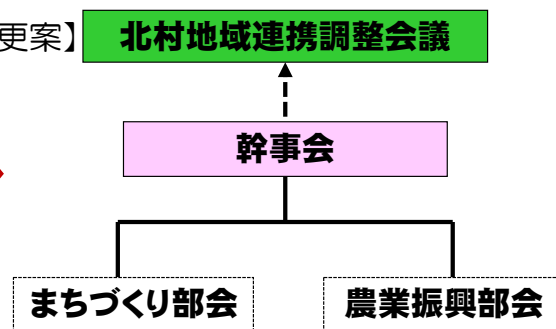
（1）設置運営要領の改正について

幹事会を中心に情報交換・協議を行うように規約を改正する案で連携調整会議に諮り、了承されました。

【現体制】



【変更案】



（2）第1回幹事会での議事内容について

第1回幹事会（平成26年6月26日）において意見交換された要旨の説明を行い、これに対する質疑応答、意見交換が行われました。

■幹事会での議事

- 1) 北村遊水地事業の概要と進捗状況
- 2) 前回までの関係調整会議の議事概要
- 3) 各種課題に対する取組状況

■幹事会の議事に対する質疑応答・意見交換の内容

- ① 土地改良事業について
- ② 用地買収後の基盤整備について
- ③ 通作補償について
- ④ 石狩川の掘削残土について

北村地域連携調整会議 設置運営要領

(目的)

第1条 北村地域連携調整会議（以下、「連携調整会議」という。）は、北村遊水地整備事業を進めることにより地域の生活環境や営農形態が大きく変わることを契機として、まちづくりや農業に関わる機関等が連携し、よりよい地域づくりに資することを目的とする。

(組織及び構成)

第2条 連携調整会議は、別表－1に掲げる機関等から選出された委員で構成する。

2 連携調整会議は、円滑な運営を補助するため、別表－2に掲げる機関等から選出された幹事で構成する幹事会を置く。

3 連携調整会議は、特定のテーマについての意見調整を図るため、別表－3に掲げる「まちづくり部会」及び別表－4に掲げる「農業振興部会」を置く。

(役員及び職務)

第3条 連携調整会議に会長及び副会長2名の役員を置く。

2 会長は、委員の中から互選により選任する。

3 会長は、連携調整会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

6 幹事会に、会長が指名する幹事長を置く。幹事長は幹事会を運営する。

7 まちづくり部会及び農業振興部会に、必要に応じて会長が指名する部会長を置く。部会長は部会を運営する。

8 役員任期は原則2年とし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第4条 連携調整会議は、会長が招集する。

2 幹事会および各部会は、各会の長が必要に応じて招集し開催する。

(幹事会の事項)

第5条 幹事会は、よりよい地域づくりに関する情報交換、協議及び認識の共有を図る。

また、幹事は必要に応じて部会に参加できる。

(部会の事項)

第6条 部会は、次に掲げる事項を行う。

(1) まちづくり部会は、よりよいまちづくりのため、情報交換、協議及び認識の共有を図る。

(2) 農業振興部会は、よりよい営農のあり方について、情報交換、協議及び認識の共有を図る。

(3) 各部会は、協議内容及び整理事項を連携調整会議に報告する。

(公表)

第7条 連携調整会議は非公開とし、連携調整会議の会議内容等の公表を行う場合は、公表内容について連携調整会議に図り事務局が公表する。また、委員が独自に公表する場合は事務局に内容の確認を得て行うことができる。

(アドバイザー)

第8条 連携調整会議及び部会は、必要に応じて意見を求めるためのアドバイザーを置くことができる。

(ワーキングチームの設置)

第9条 各部会は、その事務の一部について、必要な協議、調整及び調査研究のため、ワーキングチームを置くことができる。

(事務局)

第10条 連携調整会議の事務局は岩見沢市、月形町及び札幌開発建設部に置く。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が連携調整会議に諮り別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月6日から施行する。